

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概要表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関稅庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			—	—
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	—	—
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	—	—
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	—	—
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	—	—
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一設法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

10 ペルー

10.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

概要

ペルーにおける水際措置は、商標権及び著作権が取締りの対象となっており、輸入、輸出及びトランジットにおいて、職権及び権利者からの請求による取締りが行われている。税関で侵害被疑物品が発見され、差し止められた場合にかかる費用は、権利者の請求が妥当でなかった場合は権利者が負担し、請求が妥当であった場合は輸出入を行う者が負担する。

表 1 主な関係機関の名称と略称^{1,2}

機関名 (略称)	英語略称、名称
税務監督庁 ³	National Deputy Superintendence of Customs and Tax Administration (SUNAT)
全国競争保護及び知的財産権保護機関 ⁴	the Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Proteccion de la Propiedad Intlectual (INDICOPI)

10.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象

水際措置の対象となる知的財産権は商標権及び著作権である。これらの権利の水際措置については、Decree-Law 1092/2008⁵に規定がある。また、この法に対応してSupreme Decree 3-2009-EF⁶がある。これは、Decree-Law 1092/2008に規定されている内容の手続面を補足するものである。ペルーにおける水際措置に関連する法律等は、これらの規定が中心となっている。

また、水際措置は、輸入、輸出又はトランジット中の貨物が対象となっており、当該

¹ 本調査研究では、税関取締りの対象となる知的財産権として、特許、実用新案、意匠、商標及び著作権を調査対象としており、原産地表示、集積回路配置設計、植物新品種その他の知的財産権として含まれるものは対象としていない。このため、関連機関についても、これらを管轄する機関については記載していない。

² ここに挙げた機関は、本調査での質問票調査及び下記参考資料に基づく。Maria Del Carmen Arana Courrejolles, Estudio Colmenares & Asociados, "Peru, Legal framework," World Trademark Review, URL: <http://www.worldtrademarkreview.com/Intelligence/Anti-counterfeiting/2016/Country-chapters/Peru> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

³ (参考) ペルー税務監督庁 (SUNAT) ウェブサイト URL: <http://www.sunat.gob.pe/> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁴ (参考) ペルー全国競争保護及び知的財産権保護機関 (INDICOPI) ウェブサイト URL: <https://www.indecopi.gob.pe/inicio> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁵ "Legislative Decree No. 1092 approving protection measures to be implemented at the national borders in order to protect Copyright and Related Rights and Trademarks," World International Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=6496> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁶ "Regulation of Legislative Decree No.1092 approving protection measures at domestic borders for copyright and related rights and trademarks (Supreme Decree No. 003-2009-EF)," World International Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=6497> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

貨物が海賊版（著作権侵害品⁷⁾ 又は模倣品（商標権侵害品⁸⁾ である場合に行われる。

表 2 水際措置に関する規定の有無⁹⁾

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	×	×	×	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	×	×	×	○ ^{*1}	○ ^{*1}
輸出	申立差止	×	×	×	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	×	×	×	○ ^{*1}	○ ^{*1}
トランジット	申立差止	×	×	×	○ ^{*1}	○ ^{*1}
	職権差止	×	×	×	○ ^{*1}	○ ^{*1}
税関登録制度		×	×	×	○ ^{*2}	○ ^{*2}

^{*1} 根拠となる規定は、すべてDecree-Law 1092/2008第3条3.1及び同法第4条である。

^{*2} 根拠となる規定は、すべてSupreme Decree 3-2009-EF 第5条である。

(関連条文)

<Decree-Law 1092/2008^{10,11)}>

Article 3.- Scope

3.1. This Legislative Decree is applicable when it is presumed that the goods destined for importation, exportation or in transit regimes are pirate or counterfeit goods.

第3条：適用範囲

3.1 現行の法律は、輸入、輸出又はトランジット中の商品が海賊版（著作権侵害品）又は模倣品（商標権侵害品）である場合に適用される。

Article 2.- Definitions

For the effects of this Legislative Decree, the following terms are defined as:

(中略)

c. **Pirate Goods.**- Any goods that are copies made without the consent of the right holder or of the person duly authorized by the right holder in the country of production and that are made directly or indirectly from an article where making that copy would have constituted an infringement of a copyright or a related right under de laws of the country of importation

⁷ Decree-Law 1092/2008, Article 2 c.

⁸ Decree-Law 1092/2008, Article 2 d.

⁹ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

¹⁰ 前掲脚注5はスペイン語のみである。このため、英文は、WORLD TRADE ORGANIZATION, Intellectual property: information Members' transparency toolkit より検索、“Legislative Decree 1092-Legislative Decree which approves Border Measures for the Protection of Copyrights, Related Rights, and Trademarks,” IP/N/1/PER/E/2 (2010/08/13)、第7頁から第11頁にある同規定のUnofficial translationを参照した。URL: https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/trips_toolkit_e.htm#ipn1 (最終アクセス日: 2017年3月13日)

¹¹ 日本語訳は、仮訳である。以下、本章において、特に断りのない限り日本語訳は仮訳である。

d. Counterfeit Goods.- Any goods, including packaging, bearing without authorization a trademark that is identical to the trademark validly registered in respect of such goods, or that cannot be distinguished in its essential aspects from such trademark, and that thereby infringes the rights of the owner of the trademark in question under the laws of the country of importation.

第2条 定義

この法律に関して、次の用語の定義を示す。

(中略)

c. 海賊版商品 生産国の権利所有者又は権利所有者から正式な許可を受けた者の承諾を得ずに、作品から直接的又は間接的に制作されたコピー商品であって、そのコピーを制作した場合、輸入国の法律に基づき著作権又は著作隣接権の侵害を構成するおそれがあるもの

d. 模倣品 梱包を含む商品であって、その商品に関して有効に登録されている商標と同一である商標、又はその商標から本質的な要素を区別することができない商標を許可なく付しているために、輸入国の法律に基づき、対象とされる商標所有者の権利を侵害するもの

(2) 保護態様

水際での取締りは、税関監督庁 (SUNAT, the National Superintendence of Customs and Tax Administration) が管轄している (以下、SUNATと表記する)。なお、目安として200USドル以下の少量の貨物については対象とされない (Supreme Decree 3-2009-EF 第4条4.1、同条4.2)。これは、商業目的でない少量の貨物は国の経済に大きな影響を与えないと考えられるためと説明されている (Supreme Decree 3-2009-EF 第4条4.1)。

SUNATによる水際での取締りは、権利者による事前の登録に基づく取締りと、SUNATが職権で行う取締りがある (Decree-Law 1092/2008 第4条)。以下、それぞれについて説明する。

ア 権利者による登録に基づく取締りについて

商標権及び著作権ともに、権利者は、商標権又は著作権に関する侵害品が税関を通過していることが推定される場合、SUNATに自己の権利に基づいて申請を行い、取締りをするよう請求することができる (Decree-Law 1092 第5条)。SUNATは、申請に基づいて取締りを開始する。

<Decree-Law 1092/2008>

Article 4.- Application of border measures

The application of border measures for the protection of copyrights, related rights and trademarks may be made upon request of a party or ex officio

第4条：水際措置の適用

著作権又は関連する権利及び商標権の保護のための水際措置の適用は、当事者の請求又は職権によって行うことができる。

Article 5.- Of the request by a party

5.1. The right holder that presumes that goods are pirated copyright goods or counterfeit or confusingly similar trademark goods, may file a request before the Customs Administration for the suspension of the release, according to article 3.1.

5.2. The Customs Administration will suspend the release with the previous verification of the applicant's title as right holder and of the compliance of the requirements established under the rules.

第5条：当事者の請求

5.1 権利者は、第3.1条に従って、偽造された標章若しくは混同を生じるほど類似する標章が付された商品又は著作権を侵害する海賊版が存在すると推定される場合には、商品の通関の差止をを求める申請を税関に対して行うことができる。

5.2 税関は、申請人の所有権の確認及び規則によって求められる要件の実行の確認前に、商品の通関を差し止める。

イ 職権による取締りについて

職権による取締りも、商標権と著作権が対象となっており、輸入、輸出又はトランジットにある貨物が模倣品又は海賊版のいずれかであると推定するに足る合理的な疑いがある場合、SUNATは、職権によって当該貨物の通関を差し止めることができる。

<Decree-Law 1092/2008>**Article 9.- Ex officio application of border measures.**

The Customs Authority may initiate ex officio the application of border measures when it has reasonable doubts to presume that the merchandise destined or that can be destined for importation, exportation or in transit are pirated copyright goods or counterfeit trademark goods.

第9条：職権による水際措置の適用

輸入、輸出又はトランジットにある商品が模倣品又は海賊版であると推定する合理的な疑いがある場合には、税関は、当該商品の通関の差止のために、職権による水際措置を行うことができる。

(3) 税関登録について

上記10.1.1(2)アに記載したように、権利者は、自己の商標権又は著作権に関する侵害品が輸入、輸出又はトランジットにあると推定される場合、SUNATに対して通関を差し止める旨の請求をすることができる。権利者は都度請求することもできるが、事前にSUNATに登録をしておくことも可能である。

この申請の有効期間は、1年間であり、更新が可能である。更新は、各期間の最初の30日以内に権利者がSUNATへ手続を行うことで可能となり、期間内に手続を行わない場合、この期間は満了する（Supreme Decree 3-2009-EF 第5条5.3）。

この申請には、申請者の氏名・住所、取締りの対象とする知的財産権の情報を少なくとも記載する必要があり、加えて、INTA-PE-00.12第VII条Description Aに挙げられている情報を記載する必要がある（下記参照）¹²。

登録手続は、上記の必要事項を記載した書面を提出することにより行う。SUNATは、書面を受領すると、所定の内容が記載されているかをチェックし、記載されていない場合は、5日以内に修正するよう申請人に求める。修正がされた場合又は必要事項が記載されている場合、SUNATはINDECOPI¹³に関連する権利の情報と意見を求め、INDECOPIから情報等を受け取ってから7日以内に登録を行う¹⁴。

この申請の手続自体には権利者側の費用は発生しない。ただし、SUNATは、例えば誤った差止等により、輸出入業者等に発生する可能性のある損害を賠償するための担保金を権利者に要求することができる（Decree-Law 1092/2008第7条7.1）。

<Supreme Decree 3-2009-EF>

Article 5.- Registration in the Customs Authority

5.1. In order to verify the Right Holder and for the effects of applying the suspension of release, the Right Holder or its legal representatives or appointees shall register in the registry established for such purpose by the Customs Authorities.

第5条 - 税関当局への登録

5.1. 権利者の確認及び通関差止申請の効力の確保のためには、権利者又はその法的代表者若しくは被指名人は、税関当局がそのために設けた名簿に登録するものとする。

5.2. The Customs Authority will request INDECOPI a previous opinion in order to register the right holder.

5.2. 税関当局は、権利者を登録するため、INDECOPI（全国競争保護及び知的財産権保護機関）に事前の意見を求める。

5.3. The register must be renewed annually by the right holder during the first thirty (30) days of each calendar year. The absence of renewal will determine the expiration of the register

5.3. 登録は、各暦年の最初の30日以内に、毎年、権利者が更新しなければならない。不更新により、登録の満了となる。

5.4. It is the responsibility of the right holder to provide corresponding information

¹² 本調査研究における調査票調査に基づく。

¹³ INDECOPI: the Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Proteccion de la Propiedad Intelectual

¹⁴ Maria Del Carmen Arana Courrejolles, Estudio Colmenares & Asociados, "Peru, Legal framework," World Trademark Review, URL: <http://www.worldtrademarkreview.com/Intelligence/Anti-counterfeiting/2016/Country-chapters/Peru>（最終アクセス日：2017年3月13日）

of the copyrights, related rights or trademarks that it pretends to protect and that it reasonably possesses. The updating of this information on the part of the right holder will be made according to what is established by the Customs Authority.

5.4. 自らが合理的に保有する、保護しようとする著作権、関連する権利又は商標についての関係情報を提供することは権利者の責任である。権利者の側におけるこの情報の更新は、税関当局が定めるところに従って行われる。

5.5. The Customs Authority can request the right holder of the registered right any additional information that might be useful in order to carry out the suspension of the release according to what is established in the Law and in this Regulation.

5.5. 税関当局は、法律とこの規定が定めるところに従い、通関の差止を行うために有用であり得る追加の情報を、登録された権利の権利者に求めることができる。

<Application of Border Measures - INTA-PE-00.12>

Article VII. Description

A. Registration of the Right Holders

Requirements

1. The right holder and/or his attorney or legal representative requests his/her registration in the Voluntary Register of Rights Holders of SUNAT, through a request to the area of Documentary Processing addressed to INTA providing the following information:

A) Identification data of the right holder: names and surnames or corporate name, identification document, procedural or fiscal domicile, telephone number, email address, as appropriate;

B) Data of the applicant as legal representative or proxy of the right holder: names and surnames, identification document, legal or fiscal address, telephone, email address; Simple copy of the power of attorney or document that proves its representation;

C) Information on the right to register: specification of the type of right (copyright, related right or trademark right), registration number, certificate, class or item, as appropriate;

D) A precise and detailed technical description of the rights to be protected, enclosing documentation, computer media and images that identify their characteristics;

E) To the extent reasonably available, any other information which would enable SUNAT to provide control actions, such as data on the type or trends of fraud, production countries, countries of origin, transport routes used, differentiation

Between authentic and suspect products, where appropriate. When the right holder, his agent or legal representative obtains later, additional information that he deems relevant, must present it by table of parties, addressing directly to the IFGRA.

水際措置の申請 - INTA-PE-00.12

第 VII 条 説明

A. 権利者の登録

要件

1. 権利者及び／又はその代理人若しくは法的代表者は、以下の情報を添えて INTA¹⁵に宛てた文書処理部門への申請を通じて、SUNAT（税務監督庁）の権利者任意登録簿への登録を求める。
 - A) 権利者の識別データ：氏名又は社名、身分証明書類、手続上又は課税上の住居、電話番号、電子メールアドレス（必要に応じて）
 - B) 権利者の法的代表者又は代理人としての申請人のデータ：氏名、身分証明書類、法的又は課税上の住所、電話、電子メールアドレス、代理していることを証明する委任状又は文書のコピー
 - C) 登録する権利に関する情報：権利の種類（著作権、関連する権利又は商標権）の別、登録番号、証明書、分類又は項目（必要に応じて）
 - D) 保護される権利に関する正確で詳細な専門的な説明。その性格を特定する文書、コンピュータ媒体、画像を同封すること。
 - E) 詐欺の種類又は傾向に関するデータ、生産国、原産国、使用される輸送経路、真正品と疑わしい製品との区別（必要に応じて）等、合理的に入手可能な範囲で、SUNAT が規制措置を講じることが可能にするその他の情報。権利者、その代理人又は法的代表者は、関連すると自らが判断する追加の情報を後に取得した場合には、直接 IFGRA¹⁶に宛てた当事者表によって、これを提示しなければならない。

（４）税関における模倣品の差止から処分までの流れについて¹⁷

以下は、通知に基づく保護について、通知の提出から模倣品等の侵害被疑品の差止から処分までの主な流れを説明する。権利者からの申請に基づく差止と職権による差止とがあるが、侵害被疑品を発見した後は同様である。このため、以下では、権利者からの申請に基づく差止の場合を中心に説明し、異なる部分のみ言及する。

ア 権利者からの申請に基づく差止の場合

まず、権利者は、侵害被疑品が輸入、輸出又はトランジットにあると推定できる場合、SUNATへ通関を差し止める旨を要求する申請を行う。このとき、書面には必要事項とともに所定の担保金の提出が求められる。

SUNATは、該当する貨物を一旦留置し、書面及び担保金の提出等の必要事項を満たしたと判断した時から3業務日以内に差し止めるか否かの決定を権利者に通知する。

権利者はその決定通知の受領から10日以内に担当管轄部門（裁判所やINDICOPI）に訴えを提起しなければならない。訴えを提起しない場合、留置された貨物は解放される。なお、権利者が訴えを起こした場合、さらに10日間留置が延長される。これは、担当管轄部門が差止の判断をするための期間である。この10日以内に担当管轄部門から差止の

¹⁵ INTA: Intendencia Nacional de Técnica Aduanera

¹⁶ IFGRA: Intendencia de Fiscalización y Gestión de Recaudación Aduanera

¹⁷ 本調査研究における調査票調査に基づく。

判断がなされない場合、留置されていた貨物は解放される。

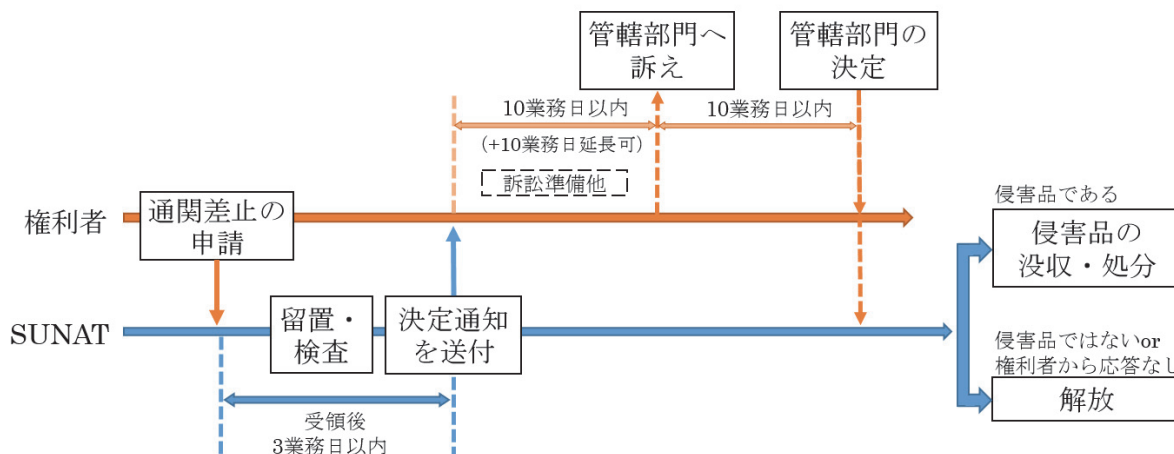


図 1 権利者からの通知に基づく差止の主な流れ¹⁸

イ 職権による取締りの場合

職権による場合は、SUNAT（税関）が侵害被疑品を発見した場合、一旦これを留置して侵害品に該当するか検査して権利者に通知する。この通知までには3業務日与えられる。その後の流れは権利者の申請に基づく取締りと同様であるので説明は省略する。

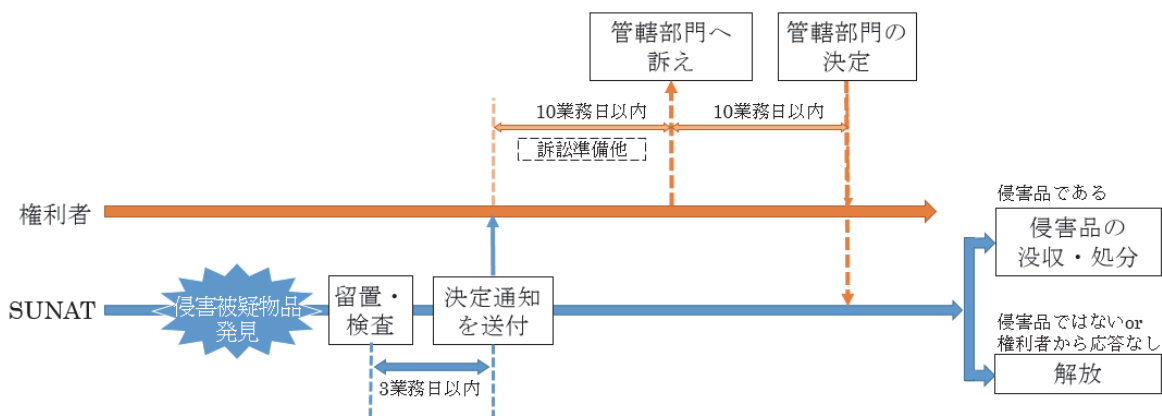


図 2 職権による取締りの主な流れ¹⁹

(関連条文)

<Decree-Law 1092/2008>

Article 8.- Application formalities

8.1. Once the abovementioned conditions are fulfilled, the Customs Authority will suspend the release of the goods, within three (03) working days following its submission, notifying its decision to the applicant.

¹⁸ 本調査研究における調査票調査に基づく。

¹⁹ 本調査研究における調査票調査に基づく。

<法律 1092/2008>

第8条 申請の手順

8.1. 上述した条件が満たされた場合、税関当局は商品の通関を差し止め、その発令後3業務日以内に、決定について申請人に通知する。

8.2. The notification referred to in number 8.1. shall include the name and address of the importer, exporter, consignor or consignee; as well as the indication and the quantity of the goods in question.

8.2. 上述した8.1の通知には、輸入者、輸出者、荷送人又は荷受人の氏名及び住所、並びに対象とされる商品の表示及び数量が含まれる。

8.3. The suspension period is of ten (10) working days as a maximum, counted since the date of notification to the applicant.

8.3 差止期間は、申請人に通知した日から最長で10業務日とする。

8.4. In case the applicant proves he or she has initiated the action for infraction or filed the corresponding accusation, the suspension will automatically be renewed for ten (10) additional days. If during this period the competent authority does not dictate a precautionary measure destined to retain the goods, the Customs Authority will cancel the suspension order and the clearance of the retained cargo will continue.

8.4 申請人が違反行為に対する訴訟手続を開始したこと又は対応する告訴を行ったことを証明した場合、差止は自動的に10日間の追加更新となる。この期間内に管轄当局が商品を留置するための予防的手段を命じない場合、税関当局は差止命令を取消し、留置貨物の通関手続が続行される。

8.5. After the term referred to in number 8.3 has expired and if the applicant failed to inform the Customs Authority of the corresponding filing of the action for infraction or of the corresponding accusation before the corresponding authority, the suspensions will end and the clearance of the cargo will continue.

8.5 上述した8.3の期間が終了した後、申請人が、対応する違反行為に対する訴訟手続の提起又は対応する告発を管轄当局に行ったことを、税関当局に通知しなかった場合、差止は終了し、貨物の通関手続が続行される。

<Decree-Law 1092/2008>

Article 10.- Procedures

10.1. Once the release is suspended, the Customs Authority shall notify the right holder, legal representative or appointee, duly registered, in order that in a period of three (3) working days he or she proves that the action for infraction or corresponding accusation before the competent authority has been filed.

第10条 手続

10.1. 通関の差止に基づき、税関当局は正規に登録された権利者、法的代表者又は被選任者に通知し、その者が管轄当局に違反行為に対する訴訟手続を開始したこと又は対応する告訴を行ったことを証明するために3業務日を与える。

10.2. The notification referred to in number 10.1 shall include the name and address of the importer, exporter, consignor or consignee; as well as the indication and quantity of the goods involved.

10.2. 上述した10.1の通知には、輸入者、輸出者、荷送人又は荷受人の氏名及び住所、並びに対象とされる商品の表示及び数量が含まれる。

10.3. The period for the suspension is of ten (10) working days as a maximum, counted from the date of notification of the applicant.

10.3. 差止期間は、申請人に通知した日から最長で10業務日とする。

10.4. In case that the right holder proves he or she has filed the corresponding action for infraction or accusation; the suspension will automatically be extended for ten (10) working additional days. If within this period the competent authority does not issue a precautionary measure destined to retain the goods, the Customs Administration will cancel the suspension and the clearance of the goods will continue.

10.4. 権利者が対応する違反行為に対して訴訟を提起したこと又は告訴したことを証明した場合、差止は自動的に10業務日延長される。この期間内に管轄当局が商品を留置するための予防的手段を命じない場合、税関当局は差止命令を取消し、留置貨物の通関手続が続行される。

10.5. After the period referred to in number 10.1 has expired and if the applicant failed to inform the Customs Authority of the corresponding filing of the action for infraction or of the corresponding accusation before the corresponding authority, the suspensions will end and the clearance of the cargo will continue.

10.5. 上述した10.1の期間が終了した後、申請人が、対応する違反行為に対する訴訟手続の提起又は対応する告発を管轄当局に行ったことを、税関当局に通知しなかった場合、差止は終了し、貨物の通関手続が続行される。

(5) 税関における差止から廃棄処分までの費用負担

税関での留置から廃棄処分までの費用は、権利者又は輸出業者が負担する。権利者からの申請が妥当では無かった場合、申請又は登録時に権利者から支払われた担保金から費用が支払われる。権利者による申請が妥当であった場合、当該貨物の輸入者又は輸出者が費用を負担する²⁰。

²⁰ 本調査研究における調査票調査に基づく。

<著作権法 (Legislative Decree No. 822)²¹>

Art. 196. The owners of any of the rights provided for in this Law, their representatives or collective management societies may, without prejudice to any other action that may be available to them, seek the cessation of the infringer's unlawful activity and demand compensation for the material and moral damage caused by the violation, and also repayment of all costs.

第196条：本法に定める権利の権利者、それぞれの代表者又は集中管理団体は、自らに認められることのあるその他の措置を損なうことなく、侵害者による違法な行為の中止を求め、違反によって生じた物質的損害及び精神的損害の賠償並びにすべての費用の弁済を請求することができる。

<Legislative Decree 1075²²>

Article 126 – Costs and fees

At the request of a party, the competent national authority may order that the losing party pays the costs and fees of the proceedings which the other party or INDECOPI may have incurred.

第126条 - 費用及び手数料

当事者の要請があった場合、管轄国家当局は、敗訴当事者が相手方当事者又はINDECOPIに生じることのある手続の費用を支払うよう命じることができる。

(6) 税関と権利者等との連携について

税関と権利者とが協力するシステムはない²³。

(7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

ペルーでは、税関における模倣品の差止件数の統計調査は行われていない²⁴。

10.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

刑事罰に関しては、警察の管轄であり、水際での取締りでは、幾つかのサンプルをチェックし、検査の段階で侵害の事実等が確認される²⁵。

営業秘密についての取締り規定はなく、不正ラベルや不正包装の使用に関しては商標

²¹ “Copyright Law (Legislative Decree No. 822),” World International Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129300 (最終アクセス日：2017年2月1日)

²² “Resolution approving the Complementary Provisions to Decision 486 of the Andean Community Commission establishing the Common Regime on Industrial Property (Legislative Decree No. 1075 of June 27, 2008),” World International Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=6541> (最終アクセス日：2017年2月1日)

²³ 本調査研究における調査票調査に基づく。

²⁴ 本調査研究における調査票調査に基づく。

²⁵ Maria Del Carmen Arana Courrejolles, Estudio Colmenares & Asociados, “Peru, Legal framework,” World Trademark Review, URL: <http://www.worldtrademarkreview.com/Intelligence/Anti-counterfeiting/2016/Country-chapters/Peru> (最終アクセス日：2017年1月31日)

権の侵害行為として取締りがなされている。また、映画盗撮についても著作権侵害として扱われている。

表 3 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則	刑事罰規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	なし	なし
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	2年以上5年以下の懲役、60日から365日までの期間、罰金と資格停止	刑法第222条
映画の盗撮に関する刑事罰規定	2年以上6年以下の懲役及び30日乃至90日の日数罰金	刑法第217条

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定は、ペルーでは設けられていない²⁶。

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

ペルーでは、登録商標と同一又は類似する未登録の商標を使用する行為は刑法上の罪となり、2年以上5年以下の懲役、60日から365日までの期間、罰金と資格停止に処せられる（刑法第222条f）。

<刑法²⁷ (Legislative Decree 635)>

Article 222.- Manufacture or unauthorized use of a patent

Shall be punished by imprisonment of not less than two nor more than five years, with sixty to three hundred sixty-five fine and disqualification days under Article 36, paragraph 4) taking into account the seriousness of the offense and the value of the damage caused, who in violation of the rules and industrial property rights, store, manufacture, use for commercial purposes, offers, distributes, sells, imports or exports, in whole or in part:

f. A product or service that uses an unregistered trademark identical or similar to a registered trademark in the country.

第222条 - 製造又は特許の不正な使用

規則に違反し、知的財産権を侵害して、以下のものの全部又は一部を保管し、製造し、営利目的のために使用し、提供し、流通させ、販売し、輸入又は輸出した者は、犯罪の重大さ及び生じた損害の額を考慮して、2年以上5年以下の懲役並びに第36条第4項に基づく60日乃至365日の日数罰金及び資格停止に処す。

f. 国内で登録された商標と同一又は類似する未登録の商標を使用する製品又はサービス

²⁶ 本調査研究における調査票調査に基づく。

²⁷ “Criminal Code (Legislative Decree No. 635 of April 3, 1991),” World International Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=6548>（最終アクセス日：2017年3月13日）なお、本脚注に掲げた参照先はスペイン語のみである。本文中の英文は、質問票の回答中に記載されたものである。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定について

ペルーでは、著作者の事前の同意なく、認められた数以上の複製、拡散、伝達することが刑法上の罪にあると規定されている（刑法第217条）。ここでは、映画館で映画フィルムを盗撮する行為については、具体的に明示されていないが、これらの行為に該当すると解される²⁸。

<刑法 (Legislative Decree 635)²⁹>

Article 217: Reproduction, diffusion, distribution and circulation of the work without the author's consent

Shall be punished by imprisonment of not less than two nor more than six years and thirty to ninety days' fine, which with respect to a work, interpretation or performance, phonogram, or broadcast or broadcast transmission, or audiovisual recording or a photographic image expressed in any form, performs any of the following acts, without the prior written consent of the author or rights holder:

d. reproduces, diffuses or communicates in a greater number than the authorized in number.

The penalty shall be not less than four years nor more than eight and with sixty to twenty days' fine, when the agent reproduces it in whole or in part, by any means or procedure and if the distribution is made by sale, rent or loan to the public or another form of transfer of the possession of the medium containing the work or production that supplies the two (2) Tributary Tax Units, in fractional form, in a single act or in different acts of lower amount each.

第217条：作者の同意なき著作物の複製、拡散、頒布及び流通

表現形式のいかんを問わず、著作物、解釈、実演、レコード、放送又は放送の送信、又は音声映像記録又は写真に関して、著作者又は権利者の書面による事前の同意なく、以下の行為を行った者は、2年以上6年以下の懲役及び30日乃至90日の日数罰金に処す。

d. 認められた数を超えて複製し、拡散し、伝達すること。

代理人が手段又は手続のいかんを問わずその全部又は一部を複製し、分割形式、一回の行為又は各々がより低額であるいくつかの行為において2課税単位を供給する、著作物又は生産物を収容した媒体の公への売却又は貸与又はその他の形式による占有の移転によって頒布が行われた場合、罰則は、4年以上8年以下の懲役及び60日乃至20日の日数罰金とする。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

ペルーでは、模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査は行われていない³⁰。

²⁸ 本調査研究における調査票調査に基づく。

²⁹ 前掲脚注 27 参照。

³⁰ 本調査研究における調査票調査に基づく。

10.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

損害賠償は、行政上の手段が尽きた場合、民事上の手続を介して請求できるとあり、また、権利者は、侵害行為を行う者に対し、管轄官庁（裁判所等）に訴えを提起することができる（アンデス共同体決定第486号第238条）³¹。

以下では、特に、模倣被害に対する損害賠償制度、追加的損害賠償制度について記載する。

表 4 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償	商標：生じた場合の損害の賠償	Legislative Decree 1075 第129条
	著作権：違反によって生じた物質的損害及び精神的損害の賠償並びにすべての費用の弁済	著作権法第196条
追加的損害賠償	なし	なし

(2) 模倣品被害に対する損害賠償制度について

侵害行為にかかる救済としての損害賠償は、Legislative Decree 1075 第129条に規定されている。また、著作物については、Legislative Decree 822の第195条及び同法第196条に規定がある。

<Legislative Decree 1075³²>

Article 129 – Compensation for damages

Once the administrative remedies are exhausted, compensation for damages which may have occurred may be requested through civil remedies. The civil action shall be limited to two (2) years after the administrative process is concluded.

第129条 損害賠償

行政上の救済が消尽した場合は、生じた場合の損害の賠償は、民事上の救済（民事訴訟）を通じて請求することができる。民事訴訟は、行政手続の終結後2年間で時効となる。

<著作権法 (Legislative Decree No. 822)>

Civil Actions and Procedures

Art. 195: Where, on the grounds of the violation of the provisions of this Law, the person concerned has chosen to institute several actions, those actions shall be conducted according to the rules of summary procedure laid down in the Civil Procedure Code and the provisions contained in special legislation.

民事訴訟及び手続

第195条：本法律の規定の違反を理由として関係者が訴訟を提起することを選択した場合、当該訴訟

³¹ 前掲脚注 25 参照。

³² 前掲脚注 22 参照。

は、民事訴訟手続法に定める簡略化された手続に関する規則及び特別法の規定に従って行われる。

Art. 196: The owners of any of the rights provided for in this Law, their representatives or collective management societies may, without prejudice to any other action that may be available to them, seek the cessation of the infringer's unlawful activity and demand compensation for the material and moral damage caused by the violation, and also repayment of all costs.

第196条：本法律に定める権利の権利者、それぞれの代表者又は集中管理団体は、自らに認められることのあるその他の措置を損なうことなく、侵害者による違法な行為の中止を求め、違反によって生じた物質的損害及び精神的損害の賠償並びにすべての費用の弁済を請求することができる。

(3) 追加的損害賠償制度について

追加的損害賠償制度は、ペルーでは設けられていない³³。

(4) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

ペルーでは、模倣被害に対する民事措置に関する統計調査は行われていない³⁴。

³³ 本調査研究における調査票調査に基づく。

³⁴ 本調査研究における調査票調査に基づく。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>